

平成26年度 固定資産課税台帳の閲覧・縦覧帳簿の縦覧・路線価図の公開

▶固定資産課税台帳の閲覧

期間 4月1日(火)から随時
(土・日曜日、祝日を除く)

閲覧できる資産

- 納税義務者 所有する固定資産
- 借地人など、土地の賃借権を有する方
- 該当する土地
- 借家人など、家屋の賃借権を有する方
- 該当する家屋とその敷地
- 管財人など、固定資産を処分する権利を有する方
- 該当する固定資産

閲覧に必要なもの

- ◆ は、身分を確認できる書類(運転免許証、健康保険証、納税通知書など)
- ◆ は、賃借権を確認できる書類(賃貸契約書、賃借料の領収書など)
- ◆ は、資格を確認できる書類

▶路線価図の公開

期間 4月1日(火)から随時
(土・日曜日、祝日を除く)

▶固定資産縦覧帳簿の縦覧

● 平成26年度の固定資産(土地・家屋)の価格等を記載した帳簿の縦覧を行います。

● 期間 4月1日(火)～6月2日(月)
(土・日曜日、祝日を除く)

縦覧できる方

- 土地価格等縦覧帳簿は土地の納税者、家屋価格等縦覧帳簿は家屋の納税者

縦覧に必要なもの

- 身分を確認できる書類(運転免許証、健康保険証、納税通知書など)

《いずれも》

● 時間 午前9時～午後5時30分

● 場所 市役所本庁税務課資産税グループ、北村・栗沢支所の市民課市民係

● 代理人は、委任状と身分を確認できる書類が必要です。

問合先 市税務課資産税グループ

医療費助成制度のお知らせ

市は、各種医療費の助成を行っています。いずれの助成も所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

乳幼児等 医療費助成	<p>お子さんの医療費を助成します</p> <p>《助成範囲》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小学3年までの乳幼児等 → 入院、通院 ●小学4～6年生の児童 → 入院
重度心身障害者 医療費助成	<p>心身に一定の障がいがある方の医療費を助成します</p> <p>《助成範囲》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳の等級が1級・2級と3級(内部障がいに限る)の方 → 入院、通院 ●重度の知的障がいの方 → 入院、通院 ●精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方 → 通院
ひとり親家族等 医療費助成	<p>ひとり親家庭や両親のいない18歳までの児童(学生などにより、母または父の扶養となっている場合は20歳まで申請により延長)と、その母または父の医療費を助成します</p> <p>《助成範囲》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童 → 入院、通院 ●母または父 → 入院

問合先 市国保医療助成課

65歳以上の方へ

公的年金からの市・道民税の仮徴収

▶平成25年度の市・道民税を公的年金から特別徴収で納めた方

今年の2月に特別徴収した額と同額を4・6・8月に支給される年金から仮徴収し、平成26年度の市・道民税が決定した後に、年税額から仮徴収した額を差し引いた残りの額を10・12月、翌年の2月に支給される年金から3回に分けて本徴収します。

特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
各月、前年度の2月と同額			各月、年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1		

▶新たに市・道民税を公的年金から特別徴収で納める方

(平成25年度途中で税額変更等で特別徴収の対象となくなった方を含む)

年税額のうち、6・8月分を普通徴収(納付書・口座振替による納税)で納め、10・12月、翌年の2月に特別徴収します。

普通徴収		特別徴収		
6月	8月	10月	12月	2月
各月、年税額の4分の1		各月、年税額の6分の1		

市・道民税の申告の際のご注意

公的年金所得者の確定申告の手続きを簡素化するため、平成23年分から、その年中の公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合、その年分の所得税の確定申告が必要なくなりました。

しかし、市・道民税の計算に医療費や社会保険料、生命保険料などの控除を追加するためには、必ず市・道民税の申告が必要です。速やかに申告してください。

なお、所得税の還付申告など、確定申告をされた方は、市・道民税の申告は必要ありません。

問合先 市税務課市民税グループ

身体障害者手帳の認定基準が変わります

医療技術の進歩などにより、ペースメーカーや人工関節等を入れていても大きな支障なく日常生活を送ることができる方が多くなったことを踏まえ、4月1日から、ペースメーカーや人工関節等を入れた方に対する身体障害者手帳の認定基準が変わりました。

	3月まで	4月以降の申請から*	
ペースメーカーを入れた方 (心臓機能障がい)	一律1級	1級、3級、4級のいずれか	
人工関節等を入れた方 (肢体不自由)	股関節 膝関節	一律4級	4級、5級、7級、非該当のいずれか
	足関節	一律5級	5級、6級、7級、非該当のいずれか

4月1日以降の申請から、新たな認定基準の対象になりますが、3月31日までに診断書・意見書が作成された場合、6月30日までに申請すれば従来の基準で認定されます。

問合先 市福祉課障がい者福祉グループ